

加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長期化するエネルギー価格高騰等の影響を踏まえ、市内中小企業者における省エネルギー化による経費削減を図るだけでなく、労働環境の改善や環境負荷の低減を目的として、工場等の屋根や外壁等に施工する遮熱・断熱工事に係る経費の一部を補助するため、予算の範囲内で加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有すること
- (2) 常時使用する従業員の数が1人以上であること。ただし、同居の親族である者を除く。
- (3) 同一年度内で当該補助金の交付を受けていない者
- (4) 同一年度内で国及び県の同様の補助金の交付を受けていない者
- (5) 市税等を完納している者
- (6) 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1号及び第2号に該当する個人又は法人でないこと。

(補助対象施設)

第3条 この補助金の交付対象となる施設（以下、「補助対象施設」という。）は、補助対象者が所有又は使用する市内に所在する施設であって、年間を通じて週3日以上日常的に労働者が業務を行う工場又は倉庫等（以下、「工場等」という。）で事業の用に供する建物とする。ただし、居住を目的とした施設は補助対象施設としないものとする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象施設の屋根や外壁等を対象として行う遮熱・断熱工事であって、当該工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が100万円以上のものとする。なお、当該工事は、工場等の内部温度の変化を抑えるため、屋根、天井、外壁又は外窓に遮熱・断熱効果の向上を目的として行う改修等の工事をいう。

2 既に屋根若しくは天井に遮熱・断熱工事を施工済みの場合又は前項の遮熱・断熱工事

と同時に行う場合は、次の各号に掲げる遮熱・断熱工事も補助対象事業とすることができる。

- (1) 外壁遮熱・断熱工事
- (2) 外窓遮熱・断熱工事
- (3) その他市長が認める工事

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助金の交付決定を受けた日以降に支出する経費で、別表1に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とする。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の額の上限は、別表2に定めるものとする。
- 3 補助金の交付対象となる期間（以下、「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要となる場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 建物の所有又は使用が確認できる書類

- (3) 遮熱・断熱工事に要する経費の見積書等の写し
- (4) 遮熱・断熱工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ等の写し
- (5) 工事施工箇所及び工事施工面積が確認できる図面等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請期間は、別に定めるところによる。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定を行う場合は、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定を行う場合は、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 第7条第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認した場合は、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 第7条第3号の規定により市長の指示を求める場合は、速やかに加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金事業遅延等報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙2）
- (2) 工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類等の写し
- (4) 施工前後の工事写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の概算払い又は精算払い）

第15条 交付決定者が補助金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、加茂市工場等遮熱断熱促進事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、概算払いの請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払いすることができるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第16条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

参考（第2条関係）

中小企業者の範囲

- 原則として、中小企業基本法上の中小企業者とします。
- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下、「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数（※）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれも該当しなければ大企業（補助対象外）です。
- 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合は、中小企業基本法上の会社法人に該当しないと解されることから、補助対象外です。

主たる事業の業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすもの)		
			小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2か月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。

別表1（第5条関係）

補助対象経費

対 象	設計費、材料費、運搬費、養生費、既存設備撤去復旧費、消耗品費、処分費、労務費その他遮熱・断熱工事に必要な経費であって市長が適当と認めるもの
対 象 外	足場設置及び撤去費、既存施設又は設備の劣化等に伴う修繕費、振込手数料

別表2（第6条関係）

補助金の額の上限

工事施工面積	上限額
500 m ² 未満	100 万円
500 m ² 以上 900 m ² 未満	150 万円
900 m ² 以上	200 万円